

債権放棄の報告について

債権所管課：お客さまサービス課

令和6年度加古川市債権管理条例に基づく債権放棄一覧

債権の名称	件数	人数	金額	放棄日及び適用条項
水道料金	49 件	16 人	233,000 円	令和 7 年 3 月 11 日 条例第 10 条第 2 号 (破産免責等)
水道料金	906 件	300 人	2,143,979 円	令和 7 年 3 月 11 日 条例第 10 条第 4 号 (時効経過)
合計	955 件	316 人	2,376,979 円	

(放棄債権の概要)

水道料金

発生年度 平成 22 年度～令和 3 年度

最高金額 54,337 円／件

時効期間 2 年

時効完成年 平成 25 年～令和 5 年

◎参 考

加古川市債権管理条例抜すい

(債権の放棄)

第10条 債権管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、非強制徴収債権及び当該債権の履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

(1) …………… (省 略)

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第 253条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

(3) …………… (省 略)

(4) 私債権の消滅時効の期間が経過したとき（債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。

(5) …………… (省 略)

(6) …………… (省 略)

(議会への報告)

第11条 債権管理者が前条の規定により債権を放棄したときは、市長は、これを議会に報告しなければならない。